

公益財団法人日本高等教育評価機構認証評価継続受審マーク取扱要領

(目的)

第1条 公益財団法人日本高等教育評価機構認証評価継続受審マーク（以下「継続受審マーク」という。）の適正な使用を確保するため、この取扱要領を定める。

(デザイン等)

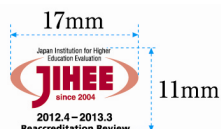
第2条 継続受審マークは以下のとおりとする。



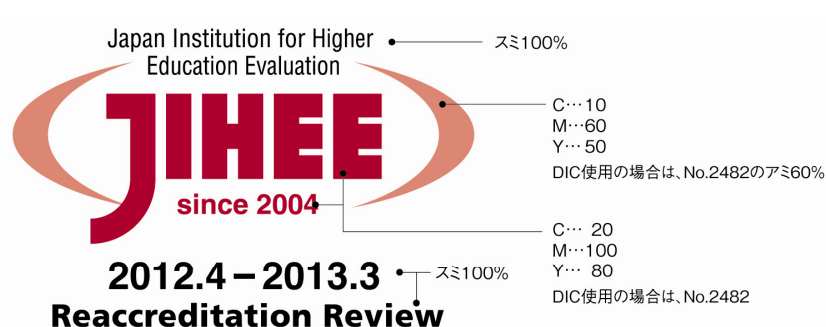
2 拡大して使用する場合は自由とし、縮小して使用する場合は以下の寸法を下まわらないこととする。また、寸法比率の変更をしてはならない。

最低寸法 縦 11 mm × 横 17 mm

【最低寸法表示例】



3 彩色は次に示す値を基準とするが、黒（＝スミ）、白（＝白抜き）、赤（＝マゼンダ）1色とすることもできる。



4 図案の省略や意匠の付加等の改変をしてはならない。

(継続受審マークの使用)

第3条 継続受審マークに関する使用権は公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）が所有するものとする。

- 2 本機構は、2回目以降の認証評価において、継続して本機構で認証評価を受審する大学に対し、大学からの依頼により継続受審マークを電子媒体で交付するものとする。
- 3 本機構から継続受審マークが交付された大学は、WEB（ホームページ）、広報誌等の印刷物、名刺等に貼付することができるものとする。

（使用期間）

第4条 継続受審マークの使用期間は、継続受審年度の範囲内とする。

（使用の停止）

第5条 大学、短期大学及び専門職大学院は、「大学機関別認証評価に関する規程第6条」「短期大学機関別認証評価に関する規程第6条」及び「ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価に関する規程第6条」に基づき評価の中止をした場合、継続受審マークの表示を速やかに停止しなければならない。

（その他）

第6条 その他継続受審マークの適正な使用に関し、必要な事項については理事長が定める。

附 則

この取扱要領は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成24年8月24日から施行する。